

表 1 見直し後の食費居住費負担限度額

負担 段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費（滞在費）				食費
			ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床	従来型 個室	多床室	
1	老齢福祉年金の受給者 生活保護の受給者	単身:1,000 万円以下 夫婦:2,000 万円以下	880 円	550 円	550 円 (380 円)	0 円	300 円
2	合計所得＋課税年金収入＋ <u>非課税年金</u> が 80 万円以下	単身:650 万円以下 夫婦:1,650 万円以下	880 円	550 円	550 円 (480 円)	430 円	390 円 [600 円]
3①	合計所得＋課税年金収入＋ <u>非課税年金</u> が 80 万円超 120 万円以下	単身:550 万円以下 夫婦:1,550 万円以下	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	650 円 [1,000 円]
3②	合計所得＋課税年金収入＋ <u>非課税年金</u> が 120 万円超	単身:500 万円以下 夫婦:1,500 万円以下	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	1,360 円 [1,300 円]

- 第 2 号被保険者の預貯金等の基準は、どの段階でも単身:1,000 万円以下、夫婦:2,000 万円以下。
- () 内は、介護老人福祉施設入所または短期入所生活介護を利用した場合の額。
- [] 内は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額。

表 2 選択制の対象とする種目

スロープ	貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。
歩行器	貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。
歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ、及び多点杖に限る